

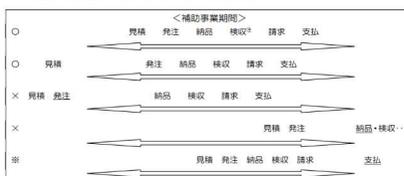
令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）

FAQ

No	受理日	受付元	項目	内容	回答	更新日
<b>1.補助対象事業</b>						
01-01	2025.4.21	公募説明会	既存サービス	既存サービスの追加開発部分も補助対象事業となるのか。	既存サービスの機能拡充（追加開発）に関する内容が、本事業趣旨に記載されている内容に整合していれば、対象事業になり得ます。	2025.4.24
<b>2.補助対象事業者</b>						
02-01	2025.4.21	公募説明会	申請者単位	補助対象事業者について、学校法人の場合は法人全体で考える必要があるか。 例：〇〇大学において、複数の研究室がそれぞれチームを構成して申請する場合、公募要領(2)交付申請①(p.17)の規定に抵触するか。  また、学校法人に限らず同一事業者から、複数の異なる事業で申請することは可能か。可能な場合、複数の事業が採択されることはありえるか。	補助事業者は、法人全体ではなく申請者単位となります。 同一法人等から複数案件を申請される場合、各々が別事業と判断できれば申請でき、また審査の結果、複数採択されることもあります。  ただし、個データ活用支援事業と統計データ活用支援事業を両方申請する場合は、それぞれ1事業ずつに分けて申請してください。  なお、同一法人が複数事業に関与する場合は、重複する費用の計上にご注意ください。 他事業の補助対象経費と重複していないことを示すエビデンスや合理的な配分の説明ができる場合のみ補助対象になりえます。データ利用料についても、費用の重複がないようにご注意ください。	2025.4.24
02-02	2025.4.21	公募説明会	共同事業者 (コンソーシアム)	同一事業者が複数のコンソーシアムに加盟することは可能か。	同一事業者が複数のコンソーシアムに加盟して、複数事業を申請することは可能であり、また複数採択されることもあります。 なお、同一事業者が複数事業に関与する場合は、重複する費用の計上にご注意ください。 他事業の補助対象経費と重複していないことを示すエビデンスや合理的な配分の説明ができる場合のみ補助対象になりえます。データ利用料についても、費用の重複がないようにご注意ください。	2025.4.24
02-03	2025.4.21	公募説明会	データ利用会員	個データ活用に向けて、認定協会の利用会員B1となるための第三者認証（セキュリティマネジメントまたは個人情報保護マネジメントの第三者認証）取得には時間がかかると認識している。 本事業に申請する時点では第三者認証が得られていない場合においても、個データ活用支援事業への採択の可能性はあるか。	公募要領P.7（5）補助対象事業者の要件 ① 2） 「認定協会のデータ利用会員登録を行う予定のもの」に該当する場合は採択される可能性があります。 ただし、事業開始までにデータ利用会員となってください。	2025.4.24 2025.5.2
02-04	2025.4.21	公募説明会	データ利用会員	個データ利用が可能な利用会員B1となっていれば、本事業への申請は可能と考えてよいか	既に利用会員B1であれば申請可能です。 ただし、既会員の年会費は補助対象経費とはなりません。	2025.4.24
02-05	2025.4.24	公募説明会	共同事業者 (コンソーシアム)	交付申請をしない自治体や民間企業とコンソーシアムを組成する予定であるが、実証協力者（データのご提供等の役割を実施いただく）として実施体制に記載してもよいか。	申請対象ではない法人のメンバーについては、記載いただく必要がありません。 実施メンバーについては、人件費の部分の確認をする際に、確認するためにも利用させていただきます。 尚、公募要領P18の（3）審査の項目の1．全体方針の部分に「～電力データを活用する事業を行う体制を有しているか」という記載がございます。申請されない協力メンバーの方に、特筆すべき能力を有している方がいらしゃる場合、アピールとしてお書きいただいても結構です。	2025.5.2

## 令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）

### FAQ

No	受理日	受付元	項目	内容	回答	更新日
<b>3.交付要件</b>						
03-01	2025.4.15	お問い合わせフォーム	情報公開	事業成果(分析結果等)は、機構に還元・報告することが必須だと思うが、公に不特定多数の事業者に対しても公開されるのか。 事業のノウハウが不特定多数に可視化される可能性があるか確認したい。	成果報告の主たる目的は、補助金を通じて実施された事業が実際に行われ、事業例が蓄積・可視化されることで、事業の規模が拡大していくこととなります。したがって、成果報告に関連する情報については好事例集等の形で第三者に向けても広く公開します。 ただし、補助事業の中で得られたノウハウや本事業以前に培ってきた業務遂行のノウハウについては、第三者に開示・公表することを求めることは想定しておりません。 また、成果報告の過程において、補助事業の中で得られた知見・課題をクローズドな情報として国に共有をお願いする可能性はあり、共有いただいた情報を仮に公表する場合には、個別に可否の確認をさせていただきます。	2025.4.24
<b>4.補助率・補助金額</b>						
04-01	2025.4.4	お問い合わせフォーム	申請者区分	補助率及び補助上限に関する表(公募要領p.10)において、申請者欄の「その他(学術機関, 自治体等)」について、対象機関を詳細に伺いたい。	「その他(学術機関, 自治体等)」の対象については、国立研究開発法人, 国立・公立・私立大学, 一般財団法人, 一般社団法人, 地方公共団体を想定しております。(一般財団法人, 一般社団法人については、公益財団法人, 公益社団法人を含みます。)	2025.4.24
<b>5.補助対象経費</b>						
05-01	2025.4.14	お問い合わせフォーム	事業費	2024年度分の電力データは既に発注済みであり、2025年5月データ受領、2025年6-7月請求、支払いを行う予定である。この場合、電力データ利用料金は補助対象経費として申請可能か。	補助対象経費とはなりません。 補助対象経費と認められるものは、“交付決定後に発注”いただいた費用になります。	2025.4.24
05-02	2025.4.14	お問い合わせフォーム	事業費	2025年度分の電力データについて、2026年2月に発注を行い、2026年6月に請求、支払いを行う予定の場合、2025年度分データ(～2026/3使用量まで)については補助金の対象として申請可能か。 事業期間は、交付決定日から令和8年(2026年)2月28日であるため、2月末までに発注が完了していればよいか、支払いまで完了しなければならないか確認したい。	経済産業省の補助事業事務処理マニュアル[R4.6](p.4)と同様の下図を参照ください。 【※補助事業における調達補助対象可否判断例】  今回のお問い合わせは、上図の上から4番目のケースになると思います。 (2026年2月発注 ⇒ 補助事業期間終了2026年2月28日 ⇒ 支払 2026年6月) 補助対象経費として認められるのは、上図の上から2番目のように交付決定後に発注がなされ、事業完了までに支払が完了されている費用になります。 即ち、交付決定されてから事業が開始されて、事業期間内(令和8年(2026年)2月28日まで)に事業が完了し、支払も完了した部分が補助対象経費として認められます。 尚、上図の上から2番目で見積が交付決定前に実施されておりますが、これは公募申請にあたっての申請金額を正しく算出してもらうためのものであり、発注はされていないので問題ございません。 尚、本件はお問い合わせいただいたケースでの電力データの購入費用分については補助金の対象にはならないというだけであり、事業全体を否定するものではありません。 公募要領p.11の表において、今回のケースでは、Ⅱ. 事業費—電力データ利用料が補助金の対象外にはなるが、それ以外にかかる費用は上図に合致する範囲において、補助対象経費として申請することが可能です。	2025.4.24
05-03	2025.4.14	お問い合わせフォーム	事業費	補助対象経費として「一般管理費・間接経費」の計上は可能か。可能な場合は、何パーセントの計上までが認められるか。	公募要領(9)補助対象経費(p.11)に記載されている費目のみ対象としております。一般管理費・間接経費は対象外となります。	2025.4.24

## 令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）

### FAQ

No	受理日	受付元	項目	内容	回答	更新日
05-04	2025.4.21	公募説明会	事業費	新規システム開発において、システム全体の一部分で個データを利活用しようとして検討している。 この場合、システム全体にかかる経費が補助対象となるか。又は個データ利活用に関する部分の開発費等のみが補助対象となるか。	補助対象経費は、個データ利活用に関する部分の開発費等のみとなります。 システムの全体像はわかりませんが、本事業趣旨の範疇外の開発等については、補助対象とはなりません。	2025.4.24
05-05	2025.4.21	公募説明会	外注費	外注費について、補助対象経費に対する比率の上限があるか。	外注費についての上限は設けておりませんが、申請主体の役割分担やコストの妥当性については個別に確認いたします。	2025.4.24
05-06	2025.4.21	公募説明会	外注費	個データ活用において、アンケートや個人同意を外注する場合の費用は、外注費でよいか。	外注費となります。	2025.4.24
05-07	2025.4.21	公募説明会	外注費	同一事業者が複数の事業者から業務を受注することは可能か。 例 事業①：自治体A→民間会社X 事業②：民間会社A→民間会社X	同一事業者が複数の事業に関し受託することは可能です。 ただし、重複する費用の計上にご注意ください。 他事業の補助対象経費と重複していないことを示すエビデンスや合理的な配分の説明ができる場合のみ補助対象になります。データ利用料についても、費用の重複がないようご注意ください。	2025.4.24
05-08	2025.4.21	公募説明会	第三者認証	個データ利用のために必要なセキュリティマネジメントシステム、個人情報保護マネジメントシステムの取得費用については補助対象外とのことですが、取得のためのコンサル費用が発生した場合も、III委託、外注費などに含まれないということでしょうか。	セキュリティマネジメントシステム等取得のためのコンサル費用も取得費用と同様に補助対象外としています。	2025.4.24
05-09	2025.4.21	公募説明会	認定協会	認定協会の年会費について、既に年度末に一括で支払い済みの場合は、補助対象外の認識でよいか。	交付決定前に支払われた費用は補助対象外としています。	2025.4.24
05-10	2025.4.21	公募説明会	計算方法 算出根拠	費用の算出根拠は見積書が必要か。必要な場合は概算見積でもよいか。	確度の高い算出根拠とするために、可能な限り見積取得（概算見積可）の取得をお願いします。	2025.4.24
05-11	2025.4.21	公募説明会	計算方法 算出根拠	外注費は相見積もりが必要か。相見積もりを取らない場合の選定理由書(経産省の補助事業事務処理マニュアル)はどのような内容が必要か。	基本的には相見積もりを取得し、最安値採用が前提です。 相見積もり取得不可や最安値採用不可の場合などは、選定理由書の作成・提出をお願いいたします。	2025.4.24
05-12	2025.4.23	お問い合わせ フォーム	計算方法 算出根拠	人件費の計算方法はどのように考えればよいか。	人件費については、事務処理マニュアル(p.10-17)をご確認いただき、【手法2.健保等級単価計算】を参考にし、事業の人員体制に基づいた具体的な計算による計上をお願いします。	2025.4.24
05-13	2025.4.24	お問い合わせ フォーム	経費記載範囲	様式第2の「I. 補助事業の実施計画（2/2）」の「6. 補助事業に要する経費」について、補助対象経費を除いてどこまでの範囲・対象を計上すればよいか。	「補助事業に要する経費」については、申請いただく補助事業を実施するにあたって、全体でどれだけ費用が発生するのかを確認させていただく部分になります。 この事業のために直接的に発生する費用について計上いただくこととなります。	2025.5.2
05-14	2025.4.24	お問い合わせ フォーム	計算方法 算出根拠	見積書等が算出根拠になる場合、「No.xx XXXの見積書」よりどのような記載とともに、別途見積書を提出する形でもよいか。	算出根拠がはっきり分かる形ですので、問題ありません。	2025.5.2
05-15	2025.4.24	お問い合わせ フォーム	計算方法	様式第2の「V. 資金調達」について、記載する「合計」は「I. 補助事業の実施計画（2/2）」の「6. 補助事業に要する経費」を意味するのか。 また、「補助金」は「補助対象経費」を意味するのか。	「合計」については、申請いただく補助事業を実施するために必要な全体の経費の資金調達を意味しており、ご質問の通り、「6. 補助事業に要する経費」の合計金額と一致します。 「補助金」については、「補助対象経費」ではなく、「補助対象経費」に補助率をかけて算出された「補助金の額」（補助金として交付申請する額）になります。	2025.5.2

令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）

FAQ

No	受理日	受付元	項目	内容	回答	更新日
05-16	2025.4.27	お問い合わせフォーム	計算方法 消費税	補助対象経費のうち事業費、外注・委託経費の消費税分も含めて補助の対象となるのか。	<p>補助金で消費税を負担することができません。</p> <p>本補助事業の補助対象経費について、消費税については差し引いた金額での申請といたしましたが、以下に掲げる補助事業者については、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定することといたします。</p> <p>なお、事業者側が、消費税を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。</p> <p>—記—</p> <p>本件の対象補助事業者</p> <p>① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者</p> <p>② 免税事業者である補助事業者</p> <p>③ 簡易課税事業者である補助事業者</p> <p>④ 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者</p> <p>⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者</p> <p>⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者</p> <p>尚、消費税を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意してください。</p>	2025.5.2 2025.5.7
05-17	2025.4.30	お問い合わせフォーム	経費範囲	本取組を周知する広報として、リスティング広告費用やYouTube動画広告費用は、補助対象経費となりますでしょうか。	補助対象となります。	2025.5.2
05-18	2025.4.30	お問い合わせフォーム	経費範囲	No.05-17が対象となる場合、経費項目は「委託・外注費」で合っていますでしょうか。	どのような形の支出なのかで、経費項目が変わってきます。ポイントは、業務委託契約を結んでの発注となるかどうか、です。例えば、動画制作会社と業務委託契約を締結して、動画作成を“委託”するような場合には、「Ⅲ. 委託・外注費」になります。一方、チラシを作成して配布するような場合、「Ⅲ. 委託・外注費」ではなく、「Ⅱ. 事業費」の“その他諸経費”となります。	2025.5.2
05-19	2025.4.30	お問い合わせフォーム	経費範囲	本取組の参加者を対象にアンケート調査を実施したいと考えており、回答率の向上を図るために回答者へQUOカード等のインセンティブを設けられないかと考えています。こうした費用は補助対象となりますでしょうか	補助対象となります。 費目としては、「Ⅱ. 事業費」の“その他諸経費”となります。	2025.5.2
05-20	2025.4.23	お問い合わせフォーム	計算方法 算出根拠	事業に必要なシステム開発等に伴う内製の人件費の算出根拠は、どの様にご提示すればよいか。	人件費の算出方法につきましては、経済産業省補助事業事務処理マニュアルの「3. 人件費に関する経費処理」をご確認願います。 <a href="https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf">https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf</a>	2025.5.7

## 令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）

### FAQ

No	受理日	受付元	項目	内容	回答	更新日
05-21	2025.5.2	お問い合わせフォーム	人件費	補助金の会計業務に係る人件費は、補助対象になるか。	<p>会計業務自体が補助金の対象業務とはなりません。</p> <p>見積仕様書作成→見積受領→発注→受領・検収→支払といった、一連の事業に直接かかわる業務の人件費は対象となりますが、そのための会計処理業務は直接事業にかかわる業務ではないため対象とはなりません。</p> <p>尚、経済産業省の補助事業事務処理マニュアルP2に記載されておりますが、確定検査費用、実績報告書作成費用についても対象外となりますので、ご注意ください。</p> <p>補助事業事務処理マニュアル（R4.6） ※補助事業事務処理マニュアルからの引用</p> <p>確定検査等を受けるための費用や、事業終了後における実績報告書作成費用、金融機関に対する振込手数料及び為替差損等は原則補助対象とはなりません。</p> <p>ただし、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができます。</p>	2025.5.7
05-22	2025.5.2	お問い合わせフォーム	計算方法 算出根拠	人件費時間単価算出における年間総支給額及び年間法定福利費の額を算出する際の考え方は、過去実績ではなく、至近実績をベースに12ヶ月分した金額で算出すればよいか。	<p>参考としてご紹介している経済産業省の事務処理マニュアルにおいて、人件費単価の算出方式は、健保等級単価計算と実績単価計算の2方式があります。</p> <p>「年間総支給額及び年間法定福利費の額を算出する」のは、実績単価方式を採用し年間理論総労働時間で除する為だと推察しますが、年間総支給額+年間法定福利費の額・・・は過去の実績ではなく本補助事業実施期間が属する年度（つまり、2025/4～2026/3）の実績額合計になります。</p> <p>当該実績額が固まるのは早くても2026/4以降になると考えます。</p> <p>つまり、本補助金における事業期間は2026/2迄であり2026/3迄には支払終わることが必須となりますので、この単価算出方式を採用するのは困難であり、もう一つの方法の健保等級単価方式を採用いただく方が良いこととなります。</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf">https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf</a></p>	2025.5.7
05-23	2025.5.2	お問い合わせフォーム	計算方法 算出根拠	時間外手当は含めず、基本給等の固定賃金のみを含める認識でよろしいか。	<p>勤務規程上、残業手当が認められている職制（×管理職、×裁量労働制）の方については、従事日誌に残業時間を記載いただき、正当であると認められれば健保等級単価で計算された単価に残業時間を掛けた金額が補助金対象とすることができます。</p>	2025.5.7

### 6.申請方法・申請書類

06-01	2025.4.7	お問い合わせフォーム	申請方法	GピズIDは、自治体による申請においても必要という認識でよいか。	自治体においても、事前にGピズIDの取得をお願いいたします。	2025.4.24
06-02	2025.4.24	お問い合わせフォーム	公募書類	「(12) 公募申請方法・公募書類」の「④申請者の会社概要」の「イ.会社の定款」について、定款が存在しない指定国立大学法人の場合、規定類のご提出でよいか。	学校法人については、定款に相当するもの“国立大学組織規程”，“学則”等のURLをお示し頂くことで結構です。	2025.5.2
06-03	2025.4.24	お問い合わせフォーム	公募書類	「(12) 公募申請方法・公募書類」の「④申請者の会社概要（共同申請の場合は、事業者全員分）」について、交付申請を実施しない実証協力者は提出不要でよいか。	提出不要です。	2025.5.2
06-04	2025.4.24	お問い合わせフォーム	公募書類	「(12) 公募申請方法・公募書類」の「④申請者の会社概要」の「工.財務諸表」について、直近2カ年分との記載について、現在公表されている情報が2023年度までの場合、2023年度及び2022年度の財務諸表の提出でよいか。	各法人とも決算時期の都合もあると考えられ、直近のもの2年で結構です。	2025.5.2
06-05	2025.4.28	お問い合わせフォーム	申請方法	GピズIDの取得ができない場合、どのように申請すればよいか。	GIOにご相談ください。	2025.5.2

## 令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）

### FAQ

No	受理日	受付元	項目	内容	回答	更新日
06-06	2025.4.24	お問い合わせフォーム	公募書類	様式第2の「I. 補助事業の実施計画（2/2）」の「4. 実施場所」について、実施場所とは事業の推進拠点でよいか。	交付決定された事業が、実際に実施されているかを確認する場合、訪問させていただく場所となります。	2025.5.2
06-07	2025.4.24	お問い合わせフォーム	公募書類	様式第2の「I. 補助事業の実施計画（2/2）」の「5. 事業期間」について、採択予定日以降～実績報告完了までの期間を記載することでよいか。	事業の開始は、交付決定日以降になります。具体的には、交付決定通知の発行日付以降になります。 (例) 令和7年7月～令和8年2月) (公募要領P20 (1) 補助事業の開始 参照ください) また、事業期間は、事業が完了した時点をいいます。 (公募要領P21 (1) 補助事業の完了 (2) 実績報告及び確定検査 参照ください) 実績報告は、事業完了後30日以内、または令和8年2月28日までに提出いただくこととなります。 そのため、実績報告完了日が事業完了日とはなりません。	2025.5.2
06-08	2025.4.24	お問い合わせフォーム	公募書類	様式第2の「VII. 補助事業者の概要（1/2）会社概要」について、「代表者（役職・氏名）」とは法人の代表者か、それともプロジェクトの代表者か。	こちらは、法人の代表者です。 プロジェクトの代表については、Ⅲ. 実施体制（2/2）の実施メンバーの中で、役割として記載してください。	2025.5.2
06-09	2025.4.24	お問い合わせフォーム	公募書類	様式第2の「VII. 補助事業者の概要（1/2）会社概要」について、「連絡先」の「Tel, Fax, e-mail」は、実務担当者の情報を記載するののか。	そのとおりです。 申請いただいた書類等について、確認させていただく際の連絡先になります。	2025.5.2
06-10	2025.4.24	お問い合わせフォーム	公募書類	様式第2の「VII. 補助事業者の概要（2/2）役員」について、交付申請をしない実証協力者の役員名簿は不要でよいか。	交付申請をされない協力者の役員名簿は不要です。	2025.5.2
06-11	2025.5.2	お問い合わせフォーム	申請方法	GピスIDプライムアカウントは、大学としてのアカウントが適当か、担当者(個人)のアカウントが適当か。	大学という法人としての申請になると考えますので、申請のアカウントとしては大学としてのアカウントで申請をお願いします。	2025.5.7
<b>7.事業スケジュール</b>						
07-01	2025.4.21	公募説明会	事業期間	補助対象の期間について指定はあるか。いつから発生する経費が補助対象か確認したい。	交付決定日以降に発注し、事業期間内に支払われる費用が対象です。	2025.4.24
<b>8.補助事業の開始・遂行</b>						
08-01	2025.4.21	お問い合わせフォーム	計画変更	開発や実証期間が想定よりも早期に終了し、商用開始を早めたい場合はどうすればよいか。	まず、事業計画の変更に関して、交付規程第11条（計画変更の承認等）に基づく手続きを行ってください。 次に、商用開始を早めることに関しては問題はありませんが、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内に収益が生じたときは、交付規程31条（補助金の収益納付）に基づき、収益状況報告書を提出してください。 確定額の合計を上限として返却が求められることとなります。	2025.4.24
08-02	2025.4.21	公募説明会	計画変更	費目単位で上下があった場合、総額において予算を超えなければよいか。 例：外注費増加、人件費減少があるが、費目間流用で総額を越えない	総額が変わらない場合においても、各区分の流用については、計画変更が必要な場合があります（交付規程第11条参照）。尚、同条（2）のとおり、各区分(人件費、事業費、委託・外注費)の流元、流用先のいずれか低い額の10%以内の流用増減がある場合は計画変更が必要ありません。	2025.4.24
08-03	2025.4.21	公募説明会	定期報告	「中間報告（中間検査）」は不要で、最終の「実績報告書」のみ必要という理解でよいか。もし、中間/定期報告が必要である場合、各タイミング（時期）と報告に含む必要のある内容について伺いたい。	中間報告は必要としており、詳細は事務通知説明会にてご説明いたします。	2025.4.24

## 令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）

### FAQ

No	受理日	受付元	項目	内容	回答	更新日
<b>9.補助事業の完了～補助金支払</b>						
09-01	2025.4.21	公募説明会	確定検査	プロジェクト完了時に計画時の予算から差が生じたときはどのような扱いになるか。（下振れ時, 上振れ時）	交付決定通知書記載の交付決定額が当該事業の予算上限となりますので、下振れはあり得るが上振れすることはできません。尚、補助事業終了後の確定検査を経て、補助金額を確定します。	2025.4.24
<b>10.付帯事項</b>						
10-01	2025.4.15	お問い合わせフォーム	収益納付	エネルギーシステムの高度化に資する事業であれば、自社の利益になるような事業であっても採択されうることによいか。	採択される可能性はございます。また、民間法人が補助事業を通じて新しいビジネスモデルを構築し、そのモデルで利益を上げることは認められます。 一方で、交付規程に記載されているとおり、補助を受けて取得した財産による収益に対して、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内は確定額の合計を上限として返却が求められうることとなります。	2025.4.24
10-02	2025.4.21	公募説明会	取得財産の管理	補助事業の実施に必要な設備・機器・システム等を、補助を活用して購入した場合、補助終了後もそれらの設備等を活用し続けてもよいか。 例：取得した標準統計データを補助期間終了後も分析に活用	購入物については、法定耐用年数内に目的外利用(売却・処分含む)をすることはできません。 取得財産の管理については、交付規程第24条、25条を参照ください。 補助期間終了後の活用については、本事業の内容に沿った形で使用しつづけていただくことは可能です。	2025.4.24
10-03	2025.5.1	お問い合わせフォーム	取得財産の管理	補助事業で取得した個データ（30分値の電力データ）について、補助事業終了後に破棄するなどの措置が必要か。	交付規程第25条（財産処分の制限）に記載のとおり、単価50万円以上の場合は破棄するのではなく適切に管理いただく必要があります。	2025.5.7
10-03	2025.5.1	お問い合わせフォーム	取得財産の管理	補助事業で取得したデータについて、商用利用は行わないことを前提に補助事業終了後も保持することは可能か。	減価償却期間の期間内は保持いただいて管理いただくこととなります。	2025.5.7
<b>11.電力データ関連</b>						
11-01	2025.4.9	お問い合わせフォーム	データ関連	利用できるデータは、あくまでも過去のデータとして共有いただけるということによいか。それとも、事業期間中のリアルタイムのデータを取得可能ということか。	お手数ですが、利用データに関しては（一社）電力データ管理協会殿にご確認ください。	2025.4.24
11-02	2025.4.21	お問い合わせフォーム	データ関連	統計データの詳細情報、オーダーメイド統計データの元となるデータの詳細を伺いたい。	お手数ですが、利用データに関しては（一社）電力データ管理協会殿にご確認ください。	2025.4.24